

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年4月18日

京都市長 松井孝治

1 入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 電子入札システム機器及びソフトウェア一式賃貸借

契約方法 総価契約

(2) 特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 賃借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 予定価格

金100,396,800円

（上記金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まない。品名ごとの予定価格等については、別紙「契約依頼明細書」のとおりとする。）

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者。

(1) 入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和6年8月26日付け京都市告示第350号（以下「告示」という。）に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件入札に参加しようとする他の代

表者等と同一人でないこと。

(2) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに告示に定める資格の申請を行っている者にあっては、開札の時までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 公告及び入札説明書等、一般競争入札参加資格確認申請書の交付

公告の日から令和7年5月8日（木）まで、下記(1)のウェブページに掲載するとともに、下記(2)の場所においても、無償で交付する。ただし、下記(2)の場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(1) 京都市行財政局管財契約部契約課のウェブページのアドレス

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/ebid/anken.htm>（入札執行予定（物品））

(2) 交付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局管財契約部契約課

電話 075-222-3315

4 事前確認資格の確認の手続

(1) 入札に参加しようとする者は、下記アに掲げる書類を、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認めた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

イ 提出方法等

第1	第2	第3
----	----	----

インターネット利用者 ※インターネット利用者については、6(1)アを参照。	4(1)ア(ア)の申請書については、京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、送信すること。	公告の日から令和7年5月8日（木）までの午前9時から午後5時まで（休日を除く。）
端末機利用者及び郵便利用者 ※端末機利用者については6(1)イを、郵便利用者については6(1)ウを参照。	3(2)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和7年5月8日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（休日を除く。）

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者 ※インターネット利用者については、6(1)アを参照。	事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、令和7年5月22日（木）までに電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者 ※端末機利用者については6(1)イを、郵便利用者については6(1)ウを参照。	令和7年5月22日（木）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(3) 事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認めた者は、市長に対し、書面により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 4(3)アの規定により理由の説明を求めようとする者は、4(2)の規定による通知を受けた日から次の表の提出期限の日時までの間に、書面を3(2)の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
------	------

令和7年5月26日（月）午後5時	令和7年5月28日（水）
------------------	--------------

5 公告及び入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

(1) 公告及び入札説明書等に対して質問しようとする者は、「入札説明書及び仕様書等に関する質問書」（別紙エクセル様式）を「【京都市】 入札説明書及び仕様書に関する質問書の受付フォーム」（下記URLを参照）にそのまま添付し、5(2)の表の提出期限までに提出すること。

（<https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/kyoto-buppin-shitumon>）

なお、提出期限を過ぎて提出された質問書及び4(1)に示す申請をしていない者が提出した質問書については、回答しない。

(2) 市長は、5(1)による質問を受けたときは、次の表の回答期日までに質問に対する回答書を、3(1)のウェブページに掲載するとともに、3(2)の場所においても、無償で交付する。ただし、3(2)の場所における無償交付の交付期間及び時間は、回答期日から入札期間最終日まで間のうち、休日を除く日の、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

提出期限	回答期日
令和7年5月8日（木）午後5時	令和7年5月22日（木）

6 入札方法等

(1) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）

イ 入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を

「郵便利用者」という。)

- (2) インターネット利用者は、4(1)により申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（令和7年5月8日（木）午後5時までに、3(2)の場所に4(1)アの提出書類を別途提出し、事前参加資格があると認めた者に限る。）は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。

また、4(1)イに定める期限までに京都市電子入札システムに申請書を送信した者は、入札手続においてシステムの障害等が発生した場合は、直ちに3(2)の連絡先へ連絡すること。

- (3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入れること。
- (4) 郵便利用者は、4(2)の通知に際し送付する入札書を使用すること。また、入札書を封入する封筒は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、封筒の表面に「6月3日開札 電子入札システム機器及びソフトウェア一式賃貸借の入札書」と記載し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載し、外封筒には「6月3日開札 電子入札システム機器及びソフトウェア一式賃貸借の入札書在中」と記載したうえ、封印すること。
- (5) 入札金額は、総価を入力又は記入すること。落札決定に当たっては、入力または記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記入すること。
- (6) 契約の締結は、入札書に入力又は記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）により総価契約を行う。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を

加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

- (7) 入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

7 入札期間及び開札日時等

(1) 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札期間は、次の表の左欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間及び時間とする。

インターネット 利用者	令和7年5月29日（木） 5月30日（金） 6月 2日（月） (午前9時から午後5時まで)
端末機利用者	令和7年5月29日（木） 5月30日（金） 6月 2日（月） (午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 書留郵便による入札期間

令和7年6月2日（月）午後5時までに、3(2)の場所に必着させること。

(3) 開札日時

令和7年6月3日（火）午前10時から開札する。

(4) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認めた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を7(2)の期間までに、書留郵便により3(2)の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、参加停止等の措置を行う。

8 事後確認資格の確認

- (1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認めたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

- (2) 事後確認資格がないと認めた者は、落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たつ

ては、休日を除く。) 以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

9 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和7年6月3日(火)とする。

予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認めた者の中で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

10 落札決定の通知等

(1) 落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムで確認するよう電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の午後1時以降に電話により通知する。

(2) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。)以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかつた者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。)により行う。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日午後1時から、契約課ウェブページ又は契約課室内での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

(5) 落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の参加停止を行

い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

- (1) 規則第6条の2各号（第3号及び第13号を除く。）に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それについて参加停止を行う。

12 競争入札参加資格の確認の取消し

入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規則第2条の規定により告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に参加停止を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなつたとき。
- (4) その他特に入札に参加させることは不適当であると認めたとき。

13 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一

部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

14 契約締結日

契約締結日は、落札決定日と同日とする。

15 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約条項等

契約書は、京都市標準契約書様式（賃貸借契約書）を使用する。

（<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>）

契約書は2通作成し、本市及び契約者がそれぞれ各1通を保有する。

なお、本件調達の契約を契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約記録」という。）の作成による締結の可否については次のとおりとする。（該当する項目を■とする。）

□ 本件調達の契約を電子契約記録の作成による締結ができる。ただし、次の全ての条件を充足していること。

ア インターネット利用者（※インターネット利用者については、6(1)アを参照）

であること。

イ 落札者において、本市の定める電子契約サービスの利用契約をしていること。

（落札決定日時点から契約締結日までの間において、利用可能な状態となっていること。）

ウ イによる電子契約記録は、事業者署名型電子契約サービスによるものであること。

■ 本件調達の契約を電子契約記録の作成による締結はできない。

- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 入札及び契約に関する問合せ先
3(2)に同じ
- (7) 本契約は、長期継続契約の適用を受けるものであり、本市は、翌年度以降に

において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

- (8) 前項の規定により、本市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る契約者の取得費用及び付随費用の合計額が、既に本市が契約者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、契約者は、その差額を本市に請求することはできない。
- (9) 契約者は、前項の規定に定めるもののほか、本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。

16 Summary

- (1) Nature and quantity:

Lease of the system and the software for Electronic Bidding 1 set.

- (2) Period of tenders : 9:00a.m 29 May, 2025 to 5 : 00p.m. 2 June, 2025

- (3) Contact point for the notice: Contract Administration Section,
Asset Management and Contract Administration Department,
Administration and Finance Bureau, City of Kyoto

(行財政局管財契約部契約課)